

復興の現状と課題

I 被害状況の阪神・淡路大震災との比較

II 現状と課題

1. 被災者支援

2. 住まいとまちの復興

3. 産業・生業の再生

4. 福島の復興・再生

5. 復興五輪

III 「復興・創生期間」後における東日本大震災
からの復興の基本方針

IV 復興庁設置法等の一部を改正する法律

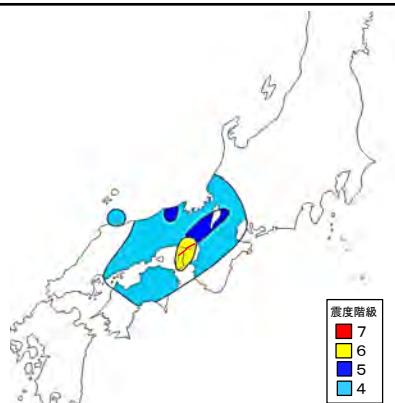
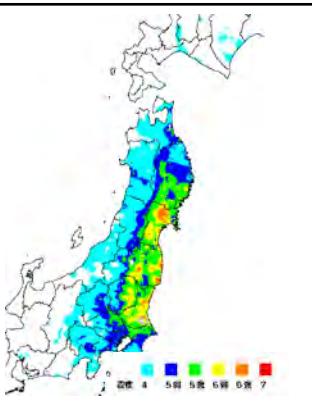
V 令和3年度以降の復興の取組について

令和2年9月



新たなステージ 復興・創生へ

I 被害状況の阪神・淡路大震災との比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
発生日時	平成7年1月17日5:46	平成23年3月11日14:46
マグニチュード	7.3	9.0
地震型	内陸(型)	海溝型
被災地	都市部中心	農林水産地域中心
震度6弱以上県数	1県(兵庫)	8県(宮城, 福島, 茨城, 栃木, 岩手, 群馬, 埼玉, 千葉)
津波	数十cmの津波の報告あり、被害なし	各地で大津波を観測(最大波 相馬9.3m以上, 宮古8.5m以上, 大船渡8.0m以上)
被害の特徴	建築物の倒壊。 長田区を中心に大規模火災が発生。	大津波により、沿岸部で甚大な被害が発生、多数の地区が壊滅。
死者 行方不明者	死者6,434名 行方不明者3名 (平成18年5月19日)	死者19,729名(※災害関連死を含む) 行方不明者2,559名
住家被害(全壊)	104,906	121,996
災害救助法の適用	25市町(2府県)	241市区町村(10都県) (※)長野県北部を震源とする地震で 適用された4市町村(2県)を含む
震度分布図 (震度4以上を表示)	 <p>震度階級 7 6 5 4</p>	 <p>震度 4 5弱 5強 6弱 6強 7</p>

II 現状と課題（総括）

1. 被災者支援

復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応

- ① 避難者は、当初の47万人から4.3万人に減少
- ② 介護サポート拠点や相談員の見守りなどにより、心身のケア、孤立を防止
- ③ 住宅・生活再建に関する相談支援や生きがいづくりのための「心の復興」、コミュニティの形成等を支援

2. 住まいとまちの復興

住宅再建は着実に進捗、整備が概ね完了

- ① 自主再建
- ② 高台移転による宅地造成
- ③ 災害公営住宅

約15.2万件が再建済み又は再建中

計画戸数 約1万8千戸 2020年度に全て完成見込み

計画戸数 約3万戸 2020年度に全て完成見込み※

※ 調整中及び原発避難からの帰還者向けを除く

3. 産業・生業の再生

生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援

- ① 被災3県の生産の水準は、ほぼ回復
農地では94%で営農再開可能、水産加工施設は97%で業務再開
- ② 売上の回復は業種別にばらつき
売上回復の遅れた水産加工業の販路開拓、インバウンドを中心とした観光振興、被災地企業の人材確保等を支援
福島県の農林水産業の再生に向け、風評の払拭を総合的に支援
様々な企業立地支援策の活用を広く呼びかけ、企業の新規立地・増設等を促進

4. 福島の復興・再生

帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除。復興・再生に向けた動きが本格化

- ① 避難指示解除区域では、帰還に向けた生活環境の整備を推進
- ② 帰還困難区域における「特定復興再生拠点区域」の整備を推進
- ③ 官民合同チームによる自立支援、「福島イノベーション・コスト構想」の推進、環境再生に向けた取組を推進
- ④ 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、風評被害対策の推進

1. 被災者支援

復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応

(1) 政策と成果

①避難者は、47万人から4.3万人に減少（2020年8月）

うち、応急仮設住宅等の入居者数約0.2万人（2020年8月）

②介護サポート拠点（2020年4月時点 3か所）や生活支援相談員（2020年3月時点 448人）などによる見守りにより、心身のケア、孤立を防止



見守りによる心身のケア

(2) 課題と対策

①住宅再建を急ぎ、仮設住宅から移っていただく

- ・岩手県、宮城県は2020年度末までに仮設生活の解消を目指す

②復興の新たなステージに応じた切れ目のない支援

- ・見守り・心身のケアへの支援
- ・コミュニティ形成支援
- ・生きがいづくりのための「心の復興」
- ・住宅・生活再建に関する相談支援



高齢者の生活を支える
仮設サポート拠点

2. 住まいとまちの復興

住宅再建は着実に進捗、整備が概ね完了

(1) 政策と成果

① 住宅の再建

加速化措置（用地取得手続き迅速化等）により着実に進捗

- 高台移転による宅地造成（計画戸数 約1.8万戸）

- ・約1.8万戸完成（2020年7月末時点）
- ・2020年度に全て完成見込み

- 災害公営住宅（計画戸数 約3万戸）

- ・約3万戸完成（2020年7月末時点）
- ・2020年度に全て完成見込み ※調整中及び原発避難からの帰還者向けを除く

- 自主再建 約15.2万件 ※被災者生活再建支援金（加算支援金）支給済み件数

② 学校、病院施設の復旧は概ね完了

③ がれき処理（避難指示区域を除く）、インフラの復旧は概ね完了



高台移転
(岩手県大槌町)



災害公営住宅
(宮城県石巻市)

(2) 課題と対策

① 住宅再建の進捗に向けた実務支援や、住宅の自力再建の支援

② 新たなまちでの交通網の形成、医療・介護提供体制の整備等

③ 発展基盤となる交通・物流網の整備（復興道路・復興支援道路、鉄道、港湾等）

3. 産業・生業の再生

生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援

(1) 政策

- ①企業活動の再開と継続を支援するための取組
 - ・無料仮設店舗の貸し出し
 - ・緊急融資・二重ローン対策
 - ・グループ補助金による施設や設備の復旧
 - ・企業立地の支援 等



シーパルピア女川(女川町)

(2) 成果

- ①3県の製造品出荷額等は震災前の水準までほぼ回復
- ②津波被災農地は94%で営農再開可能、水産加工施設は97%で業務再開
- ③グループ補助金交付先企業の46%が、震災直前の売上水準まで回復
 - ・売上回復は建設業(74.1%)に対し、水産・食品加工業(32.4%)

(3) 課題と対策

- ①売上の回復は業種別にばらつきが見られるため、水産加工業の販路開拓、インバウンドを中心とした観光振興、被災地企業の人材確保等を支援
- ②福島県の農林水産業の再生に向け、営農再開、風評の払拭等を総合的に支援
- ③様々な企業立地支援策の活用を広く呼びかけ、企業の新規立地・増設等を促進



水産加工業の復興
(気仙沼市)

4. 福島の復興・再生

帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除。復興・再生に向けた動きが本格化

(1) 避難指示解除区域における生活環境整備

- ・住まい：復興公営住宅（計画戸数4,890戸うち4,767戸完成）、
帰還者向け災害公営住宅（計画戸数455戸のうち397戸完成）
- ・医療：医療機関の再開、
福島県ふたば医療センター附属病院の開院（2018年4月）
- ・介護：担い手の確保、介護施設等の再開と運営支援
- ・教育：小中学校再開（10市町村において再開済）
ふたば未来学園中学校が開校（2019年4月）
高校新規開校（ふたば未来学園高校、小高産業技術高校が開校済）
- ・買い物：公設民営施設の整備（2018年12月、南相馬市「小高ストア」
オープン）、南相馬市「ヨークベニマル原町店」が開設（2020
年2月）、事業再開支援
- ・交通：JR常磐線全線開通（2020年3月14日）

(2) 帰還困難区域の復興・再生

- ・帰還困難区域について以下の各町村が作成した特定復興再生拠点の
整備のための計画を内閣総理大臣が認定し、計画を推進
双葉町（2017年9月認定）、大熊町（2017年11月認定）
浪江町（2017年12月認定）、富岡町（2018年3月認定）
飯舘村（2018年4月認定）、葛尾村（2018年5月認定）

避難指示区域の概念図（2020年3月10日時点）



4. 福島の復興・再生

(3) 産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

- 「福島相双復興官民合同チーム」による約5,400の商工業者及び約2,000の農業者への個別訪問（2020年8月3日時点）等を通じて、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施
 - 事業再建：設備投資、人材確保、販路開拓等の支援
 - 営農再開：農業技術の指導、6次産業化、販路開拓等の支援
- 「福島イノベーション・ココスト構想」の推進
 - 廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野で、技術開発を通じた新産業創出を支援
 - 拠点の整備が進展
 - 福島ロボットテストフィールドが2020年3月末に全面開所
 - 世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造実証施設において2020年3月に水素の製造・出荷を開始



営農再開されたさつまいもの
大規模農地（楢葉町）



福島ロボットテストフィールド
(南相馬市、浪江町)



（写真提供）東芝エネルギーシステムズ（株）
福島水素エネルギー研究フィールド
(FH2R)（浪江町）

- 小中高等学校における人材育成、大学の教育研究活動を支援
- 進出企業と地元企業の連携等を進めることによって産業集積を図り、自立的・持続的な産業発展を実現

(4) 環境再生に向けた取組

- 中間貯蔵施設へ除去土壤等を搬入中
 - 輸送対象物量約1,400万m³のうち841万m³を搬入完了（2020年8月20日時点）
 - 2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壤等（帰還困難区域を除く）の概ね搬入完了を目指す
- 特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）へ特定廃棄物等を搬入中



中間貯蔵施設

4. 福島の復興・再生

(5) 風評被害対策

① 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」（復興大臣主催）

➤ 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」の策定（2017年12月12日 復興大臣決定）

I 「知ってもらう」、II 「食べてもらう」、III 「来てもらう」の3つの観点から情報発信
(3つの観点に基づいた主な施策)

- ・「知ってもらう」…放射線副読本の学校での活用の促進 等
- ・「食べてもらう」…流通実態調査を踏まえた流通段階ごとの取扱姿勢に対する認識の齟齬の解消 等
- ・「来てもらう」……教育旅行の回復に向けた「ホープツーリズム」のさらなる推進 等

➤ 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」のフォローアップ（2019年4月12日）

➤ 復興大臣から関係省庁への指示事項（2019年4月12日）

指示事項1. G20をはじめとした国際会議等のあらゆる機会を捉えた国外への積極的な情報発信

指示事項2. 本年度施策の着実な実施と、施策の効果を踏まえた効果的な取組の来年度予算要求

➤ 復興大臣から関係省庁への指示事項（2019年11月1日）

指示事項1. 諸外国・地域の輸入規制の撤廃に向けた働きかけ、インバウンド誘客促進等海外に向けた取組の強化

指示事項2. 国内に向けた取組の強化

➤ 復興庁の当面の重点的取組として「風評払拭イニシアティブfor2020」を取りまとめ（2019年11月1日）

② メディアミックスによる効果的な情報発信

➤ 風評の払拭に向け、福島の復興の現状等を「知ってもらう」、福島県産品を「食べてもらう」、福島県に「来てもらう」の3つの観点から、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS、マンガ等多くの媒体を活用したメディアミックスによる情報発信を実施（2019年2月～）



復興庁ホームページ内の
「タブレット先生の福島の今」
ポータルサイト



ラジオ番組「Hand in Hand」

全国各地域の災害からの復興を応援する、TOKYO FMのラジオ番組「Hand in Hand」を活用し、福島の風評払拭に向けた情報を発信。（2019年10月～）



マンガ「キャイーンの福島探訪記」

福島の今や、放射線の正しい理解を伝えるマンガを各種メディアで公開

5. 復興五輪

– 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた復興庁の取組 –

(1) 概要

- 2021年に開催される東京大会が、「復興五輪」として被災地の復興の後押しとなるよう、被災地と連携した取組を進め、復興の姿を世界に発信する。

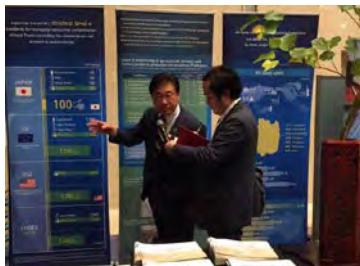
- ・野球・ソフトボールは福島県(県営あづま球場)、サッカーは宮城県(宮城スタジアム)及び茨城県(茨城カシマスタジアム)での開催を予定(注:大会延期前の計画)
- ・ラグビーワールドカップ「フィジー対ウルグアイ戦」が2019年9月25日に岩手県釜石市(釜石鵜住居復興スタジアム)で開催
- ・2020年3月20~25日に「復興の火」として聖火を被災3県で展示、同年4月2~7日には聖火を福島県「ナショナルトレーニングセンターJヴィレッジ」で展示
- ・選手村において被災地産食材を活用した料理を提供予定、被災地の花を中心としてビクトリーブーケを作成予定



福島県営あづま球場(福島県)

(2) 主な取組

- 「復興五輪連絡調整会議」等を通じ、関係機関や被災地と連携した取組を進める。
 - ・被災地を駆け抜ける聖火リレーの実施
 - ・復興「ありがとう」ホストタウン等、被災地でのホストタウン(大会参加国等との相互交流を図る自治体)の登録推進
 - ・「復興ポータルサイト」において、復興の情報や東京大会に関する情報発信の強化
 - ・被災3県の食材、花などの被災地産品の魅力や復興の情報を発信するイベントの実施
 - ・在京大使館への情報発信



ワールド・プレス・ブリーフィング(第2回)レセプション
(2019.10.15)



国立競技場オープニングイベントにて
被災地産食材や花をPR(2019.12.21)



宮城スタジアム(宮城県)



III 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針

令和元年12月20日
閣議決定

- これまでに実施された復興施策の総括を行い、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、復興・創生期間後（令和3年度以降）における各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を定める。

復興事業

- **地震・津波被災地域**は、**復興・創生期間後5年間**において、国と被災地方公共団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、**復興事業が役割を全うすることを目指す**。
※ 心のケア等の被災者支援及び子どもに対する支援について、復興・創生期間後5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応
- **原子力災害被災地域**は、**中長期的な対応が必要**であり、引き続き**国が前面に立って取り組む**。当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。なお、**5年目に事業全体のあり方を見直し**。

財源等

- 当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施
- **事業規模**：（これまでの10年間）31兆円台前半 + **（今後5年間）1兆円台半ば** = **32兆円台後半**
- **財源**：（これまでの10年間）32兆円程度 + 税収増の実績等 = **32兆円台後半**
⇒ **事業規模と財源は概ね見合う**ものと見込まれる（令和2年夏頃を目途に「復興財源フレーム」を示す）
- **東日本大震災復興特別会計**、震災復興特別交付税制度は**継続**

法制度

- **復興特区法**：**規制・金融・税制の特例**について、**対象地域を重点化**。復興交付金の廃止
- **福島特措法**：**移住の促進**や交流・関係人口の拡大。農地の**利用集積や六次産業化施設の整備促進**
福島イノベーション・コースト構想や風評被害等の課題に対応した**税制措置等の検討**

組織（復興庁設置法）

- **復興庁の設置期間を10年間延長**（5年目に組織のあり方を見直し）
- **内閣直属、内閣総理大臣を主任の大蔵大臣とし復興大臣を設置**、予算の一括要求等**総合調整機能を維持**
- これまで蓄積したノウハウを関係行政機関等と共有し活用する機能を追加
- 岩手復興局・宮城復興局の位置を沿岸域に変更、福島復興局は引き続き**福島市に設置**

⇒ 次期通常国会に所要の法案の提出を図る

IV 復興庁設置法等の一部を改正する法律

〔令和2年6月12日法律第46号〕

背景

地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき、復興・創生期間後（令和3年度以降）の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。

復興を支える仕組み・組織・財源

1. 復興庁設置法

- 復興庁の設置期間を10年間延長（令和13年3月31日）
 - 現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置
 - 復興局の位置等の政令への委任 等
- ※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、
福島復興局は引き続き福島市に設置

2. 東日本大震災復興特別区域法

- 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域の重点化（復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める）
- 復興特区税制について、対象地域の重点化（産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める）
- 復興交付金の廃止（所要の経過措置を規定） 等

3. 福島復興再生特別措置法

- 帰還促進に加え、移住等の促進（交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加）
- 営農再開の加速化（農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等）
- 福島イノベーション・コスト構想の推進を軸とした産業集積の促進（課税の特例を規定等）
- 風評被害への対応（課税の特例を規定等）
- 福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設（現行の3計画を統合） 等

4. 復興財源確保法・特別会計法

- 復興債の発行期間の延長
 - 株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 等
- ※ 東日本大震災復興特別会計は継続

V令和3年度以降の復興の取組について

〔令和2年7月17日
復興推進会議決定〕

- 復興・創生期間後の基本方針及び復興庁設置法等の一部を改正する法律に基づき、令和3年度以降の復興期間、同期間に向けた検討課題、事業規模と財源を定める。

復興期間

令和3年度から7年度までの新たな復興期間5年間については、「第1期 復興・創生期間」の理念を継承し、その目標の実現に向け、取組を更に前に進めるため、「**第2期 復興・創生期間**」と位置付ける。

今後の取組

1. 地震・津波被災地域

(検討課題)

- (1) **岩手復興局及び宮城復興局の位置**
 - ・課題が集中する沿岸部への移設
- (2) 復興特別区域法の対象地域の重点化
- (3) 地方創生との連携強化

2. 原子力災害被災地域

(検討課題)

- (1) **移住等の促進**
- (2) **国際教育研究拠点**
 - ・有識者会議最終とりまとめ(6/8)
 - ・年内を目途に政府の成案を得る
- (3) 営農再開の加速化、税制措置等

事業規模と財源

- **事業規模**：(平成23～令和2年度)31.3兆円程度 + **(令和3～7年度)1.6兆円程度** = 32.9兆円程度
- **財源** : (平成23～令和2年度)32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32.9兆円程度

(参考) 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し

2020年9月

13

集中復興期間

 2012.2
(復興庁発足時点)

 2016.3
(集中復興期間終了時点)

第1期復興・創生期間

2019.3

現状

2021.3

 第2期
復興・創生期間

被災者支援	【避難者数】(発災直後) 47万人				17.1万人	5.1万人 (19年3月11日現在)	4.3万人 (20年8月11日現在)	
	2012.2 (復興庁発足時点)	2016.3 (集中復興期間終了時点)	2019.3	現状				
住まいとまちの復興	【完成戸数】 民間住宅等用宅地 ^{※1} ：1百戸 災害公営住宅 ^{※2} ：3百戸 (13年3月末時点) (発災直後) インフラに甚大な被害	0.8万戸 1.7万戸	1.8万戸(98%) 3万戸(99%) (19年3月末時点)	1.8万戸(99%) 3万戸(99%) (20年7月末時点)	(20年度末見込み) ^{※3} 1.8万戸 3万戸	J R 常磐線 全線開通 (20年3月14日)	復興道路・復興支援道路全線開通	
※1.民間住宅等用宅地とは、地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地。※2 調整中及び帰還者向け災害公営住宅の戸数を含まない。※3 2020年3月末現在								
産業・生業の再生	【農業】 営農再開可能面積：38% (13年4月時点) 【水産加工業】 施設の再開：55% (12年3月末時点) 【観光】 外国人宿泊者数：36% (東北6県) (11年確定値)	74%	92% (19年3月末時点)	94% (20年6月末時点)	(20年度末見込み) [*] 農地復旧事業が完了 (20年3月末時点)	97% (19年12月末時点)	332% (19年確定値) ※いざれも 2010年比	
福島の復興・再生	【県全体の避難者】 (ピーク時) 16.5万人 (発災直後) 原発周辺市町村で警戒区域等を設定(2011年4月)	9.7万人	4.0万人 (19年3月現在)	3.7万人 (20年7月現在)	葛尾村(一部)、川内村、南相馬市(一部)、飯舘村(一部)、川俣町、浪江町(一部)、富岡町(一部)で避難指示解除 葛尾村(一部)、川内村、南相馬市(一部)、飯舘村(一部)、川俣町、浪江町(一部)、富岡町(一部)、大熊町(一部)、双葉町(一部)で避難指示解除			
その他			(2019.9.20-11.2) ラグビーワールドカップ				(2021.7.23-9.5) 東京オリンピック・パラリンピック	(2021.3) 第1期復興・創生期間の終了